

# 有機農業推進班だより

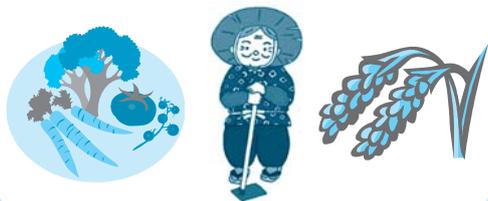
## 「南阿蘇村型特別栽培農産物」の認証制度発足！

役場農政課 有機農業推進班 TEL(62)9113

### 認証制度の仕組み

- ① 申請（生産者グループ）  
認証申請書（農地登録を含む）、  
生産計画書
- ②-1 事前審査  
（必要事項の登録・及び認証票の使用許可の審査）
- ②-2 認証票使用許可証の交付
- ③ 出荷前確認調査  
（出荷前の現地及び聞き取り調査  
・生産管理状況調査  
・適合状況確認調査）
- ④ 審査結果  
（合格：認証票貼付  
不合格：認証取り消し、認証票使用禁止）

### 南阿蘇村型特別栽培認証農産物



南阿蘇村環境保全農業推進協議会（以下、協議会という。）では、

- ① 美味しい
- ② 安全・安心
- ③ 自然・環境を守る

この3点をキーワードに、土づくりを基本として、

- ④ 化学肥料及び化学農薬について、県が定める慣行ガイドラインの50%以上を削減した農作物
- ⑤ ④のなかでも全く使用しないで栽培された農作物

この二通りの農産物に、村独自の生産基準を付け加えた「南阿蘇村型特別栽培農産物」の新たな認証制度をこのほど発足させることになりました。具体的には協議会調査チームが生産計画の事前審査や出荷前の確認調査を行い、合格したものについて協議会長が認証するものです。まずは水稻を対象にモデル的に行いますが、準備ができ次第、野菜等其他作物にも広げていく予定です。認証制度について左表にその手順・流れを示しました。

- ① 村内の生産者グループで作物の生産計画書を作成し、協議会に認証申請を行います。
- ② 協議会では事前審査を行い、その計画が認証基準に合致していれば、必要事項の登録、認証票使用の許可を行います。
- ③ 出荷前に、該当現場についての現地聞き取り調査を行い、生産管理が計画通りに適正にきちんと行われているか確認調査を行います。
- ④ 現地調査結果の報告に基づき、問題がなければ合格、違反事実が判明すれば、認証取り消しとなります。

以上、簡単に「南阿蘇村型特別栽培農産物」の認証制度について紹介しました。この認証制度の取り組みをてこにして、村産農産物を地域内外に発信、周知し、有利販売や地域ブランド力向上につなげていければと思っております。

なお、認証農産物に取り組んでみたい、制度を詳しく知りたい方は、協議会事務局（農政課有機農業推進班内）にお問合わせください。



**参加費** 1人500円  
（弁当予約別途600円）

**参加申し込み期限** 7月23日（月）  
※定員になり次第締め切ります。

**【問い合わせ・申し込み先】**  
カルデラウォークin南阿蘇実行委員会  
（村商工会内）  
電話：(62)8233  
FAX：(62)9462

## カルデラウォークin南阿蘇 夏の南阿蘇を楽しもう

真夏のイベントとして定着している「カルデラウォークin南阿蘇」を、今年も開催します。

参加ご希望の方は、村商工会本所・各支所に用意してあります参加用紙にご記入の上、左記期限までに、お申し込みください。（6月に各戸に配布してあります）

ウォーク終了後は、午後0時30分頃から集合地の久木野小体育館で閉会式とお楽しみ抽選会を開催します。

ぜひ、夏の思い出づくりの一つとしてご参加ください。